

三次市一般競争入札公告基本事項

(入札参加資格について)

1. 一般競争入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。
 - (1) 三次市建設工事入札参加登録簿に登載された者。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しない者。
 - (3) 入札公告日に、三次市から指名停止を受けていない者。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づいて更生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続きに基づいて資格の再認定を受けていること。
 - (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づいて再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続きに基づいて資格の再認定を受けていること。
 - (6) 三次市建設工事指名業者選定に関する規程第4条に定める総合評点が公告で定める数値以上であること。
 - (7) 対象工事の施工現場に配置する現場代理人、主任技術者及び監理技術者を適正に配置できる者。
 - (8) 当該工事に係る設計業務等の受託者以外の者であって、かつ、当該受託者と資本及び人事面において関連がないこと。
2. 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)に工事を発注する場合は、共同企業体の構成員に必要な資格として、次の事項を定める。
 - (1) 前項(1)～(8)に掲げる事項を満たす者であること。
 - (2) 三次市内に本店または営業所を有する者が1人以上構成員となっていること。この場合、共同企業体の構成員は単独で当該入札に参加することはできない。
 - (3) 三次市特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づく共同企業体であること。
 - (4) 当該工事と同種・同規模の工事の元請施工実績(原則として直近10年間以内のものとし、かつ、共同企業体の構成員としての実績は、原則として出資比率20%以上の場合のものとする。)を有すること。

(入札参加の申出手続きについて)

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)及び必要書類(以下「申請書等」という。)を公募期間中に提出しなければならない。

(入札参加資格の審査並びに結果通知について)

- (1) 提出された申請書等の内容及び資格条件等について審査し、参加資格の有無を決定するものとする。
- (2) 申請書等の提出期限の翌日から7日以内に、入札参加資格を有とした申請者には電子入札システム、また、参加資格を否とした申請者にはEメール等にて通知するものとする。
- (3) 参加資格審査結果の通知を発送した日から入札日までの間に、入札参加資格を喪失したことが判明した場合は、審査結果通知を取り消す旨を申請者に通知するものとする。

(4) 入札参加資格の審査を、開札終了後に実施する方式（以下「事後審査方式」という。）で行なう場合は、その旨を当該入札公告において明示する。

(仕様書の閲覧等について)

対象工事の仕様書は、公告に定める期間、方法により閲覧することができる。

入札参加者は、公告に定める期間、方法により仕様書を閲覧及び複写をすることができる。

(共同企業体に発注する場合について)

当該工事の申請書等の提出後、共同企業体の構成員の一部について会社更生法に基づく更生手続開始申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て若しくは破産の申立てがあり、又は指名除外措置の対象になるやむを得ない理由により共同企業体を脱退することとなった場合、脱退する構成員以外の構成員は、公告に定める期限に関わらず、代わる構成員を補充して新たに共同企業体を結成したうえで、改めて申請書等を提出することができる。

なお、当該共同企業体への確認通知等は、他の参加希望者への通知とは別に入札日までに行うこととする。

(入札結果の公表について)

三次市建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則（平成16年規則第166号）の規定により入札結果等を公表する。

(予定価格等の公表について)

当該工事の予定価格を公告の中に記載し、事前に公表する。ただし、市長が認めたものについては、事後に公表する。

(落札者の決定方法について)

地方自治法施行令第167条の10第1項による。ただし、低価格入札調査制度を適用する場合は、低入札価格調査制度事務取扱要領第5条に規定する項目について、公告に記載して入札参加者へ周知する。

(入札の無効について)

- (1) 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行なったとき
- (2) 入札者が2以上の入札をしたとき
- (3) 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき
- (4) 入札に際して不正の行為があったとき

(工事費内訳書の提出)

工事費内訳書を入札時に提出するものとする。

提出された工事費内訳書は、原則として三次市情報公開条例（平成18年条例第7号）に基づく開示対象となる。

提出された工事費内訳書については返却しない。